

北九州市産後ケア事業委託事業者募集要項

令和7年2月

北九州市子ども家庭局子育て支援課

I 当該公募の趣旨

本業務については、産後ケアを必要とする母子を対象として、母子の心身のケアや育児サポートを行い、産後うつや育児不安の解消を図り、安心して子育てができる支援体制を確保することを目的に、専門的知識と経験を有した者が、適切な情報提供や具体的な支援を提供する業務である。下記の応募要件を満たし、本業務を実施するに相当と認められる事業者を募集するもの。

II 募集形態

本業務の目的を達成するため、相当と認められる事業者に委託する。産後ケア事業を利用しようとする者(以下「利用者」という)が事業者を選定できるように、複数の事業者に委託する。

III 議会の議決

本要項に基づく受託者の募集は、本事業の実施に係る令和7年度予算案が北九州市議会において可決・配当されることにより成立する。可決されなかった場合は、募集しなかったものとして取り扱うが、応募及びその準備に係る損害賠償等には一切応じない。

IV 委託業務内容

- 1 業務名 令和7年度北九州市産後ケア事業
- 2 契約期間 令和7年4月1日～令和8年3月31日
- 3 業務内容

(1) 対象者

本事業の利用対象者は、北九州市内に住民登録を有する出産後1年を経過しない者及び乳児であって、産後ケアを必要とする者。ただし、母子ともに医療行為が必要でない者に限る。

上記の事由によらない場合で、安定的な養育が困難な者など、市長が必要と認める場合については、利用対象とする。

(2) 利用日数

宿泊型、通所型及び居宅訪問型を通算して、7日以内

そのうち、通所型(短時間)は、利用期間4ヶ月未満まで。利用回数3回まで。

(3) 実施内容

以下の内容を実施する。なお、事業の詳細は、「北九州市産後ケア事業委託業務仕様書」を参照すること

ア 利用登録の受付

イ 利用申込の受付

ウ 利用者へのサービス提供

委託事業者は本事業を利用する者に、以下の内容を提供する。

(ア)宿泊型

母子を宿泊させ、母体の心身の回復及び母体のケア並びに乳児のケアを実施するとともに、今後の育児に資する指導を実施する。

(イ)通所型

母子を日帰りで利用させ、母体の心身の回復及び母体のケア並びに育児のケアを実施するとともに、今後の育児に資する指導等を実施する。

(ウ)通所型(短時間)

母子を日帰りで利用させ、母体の心身の回復及び母体のケア並びに育児のケアを実施するとともに、今後の育児に資する指導等を実施する。

(エ)居宅訪問型

自宅に訪問し、母体の心身の回復及び母体のケア並びに乳児のケアを実施するとともに、今後の育児に資する指導等を実施する。

エ 母子健康手帳の産後ケア記録または利用証明書への記載

オ 利用料(利用者負担)の徴収と領収書の発行

カ 実施報告書の作成

キ 委託料の請求事務

ク 利用希望者からの問合せへの対応

ケ 継続支援が必要な場合は、市・区役所との連携

コ 市への報告書等の提出

4 費用について

市は、利用者の区分に応じて下記表の額を委託事業者に支払うものとする。また、当該利用に係る乳児が多胎児の場合は、その額に2人目以降の1人につき多胎加算を加算し、委託事業者に支払う。

《一般利用者》

実施内容	利用者負担額	公費負担額	利用料合計
宿泊型	3,000円	34,000円	37,000円
通所型	1,000円	10,000円	11,000円
通所型(短時間)	500円	5,000円	5,500円
居宅訪問型	1,000円	7,800円	8,800円

《減免世帯》

実施内容	利用者負担額	公費負担額	利用料合計
宿泊型	1,000円	36,000円	37,000円
通所型	300円	10,700円	11,000円
通所型(短時間)	150円	5,350円	5,500円
居宅訪問型	300円	8,500円	8,800円

《多胎加算》

実施内容	加算額
宿泊型	5,000 円
通所型	3,000 円
通所型(短時間)	2,000 円
居宅訪問型	3,000 円

5 実施要件

- (1) 本事業を管理する者を定めること。
- (2) 本事業実施にあたっては、助産師、保健師又は看護師(以下、「助産師等」という)を母子3組につき1名以上配置することとし、日中は助産師1名以上配置すること。また、宿泊型を実施する場合は、助産師等を24時間常駐すること。
- (3) 宿泊型を提供する場合は、利用者の居室(病室又は妊婦、産婦若しくは褥婦を入所させる室)を有すること。また、通所型を提供する場合は、居室が確保されていること。
- (4) 本事業を安全・快適に提供できる施設・設備を備えていること。
- (5) 宿泊型と通所型の場合、利用者に対する食事の提供ができること。
- (6) 北九州市産後ケア事業実施要綱第5条(サービスの内容)に規定した事業内容を提供できること。
- (7) 事故等の緊急事態に備え、損害保険等の保険に加入すること。
- (8) 北九州市と適切な連携・調整を行うことができること。

V 応募資格及び欠格事項

1 応募資格

次の要件をすべて満たすものとする。

- (1) 本事業の趣旨を十分に理解した上で委託業務を実施できる団体(法人)等であること。
- (2) 医療法(昭和23年7月30日法律205号)に定める病院、診療所及び助産所等で、北九州市内に産後ケア事業が実施できる施設又は事業所があること。
- (3) 産後ケア事業に関する知識及び技術において高い専門性を有し、類似の産後ケア業務(※)について実績があること。
※ 助産師等の専門資格を有する者が母乳育児相談や乳房手当を実施した実績とする。
- (4) 医療法(昭和23年7月30日法律205号)に定める病院、診療所及び助産所以外の施設については、市物品等共有契約有資格者名簿に登録されていること。

(5)その他、北九州市が安全かつ適切に産後ケア事業を実施できると判断する事業所であること。

2 欠格事項

- (1)地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者。
- (2)暴力団又はその他暴力的集団の構成員、また暴力団関係者として入札等除外措置を受けている。
- (3)法人の場合は、法人事業税(地方法人特別税を含む)、法人税、消費税及び地方消費税を滞納している者。個人の場合は、所得税、消費税及び地方消費税を滞納している者。
- (4)会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項に基づき更生手続き開始の申し立てがなされている者。又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条第1項に基づき再生手続き開始の申し立てをなされている者。
- (5)次の号のいずれかに該当している団体
 - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団又は北九州市暴力団排除条例※(平成22年北九州市条例第19号)第2条第2号に規定する暴力団員等の統制の下にあるもの
 - イ 代表者又は役員が暴力団員等であるもの
 - ウ 暴力団又は暴力団員等に対して資金等を提供し又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるもの
- (6)宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体でないこと。

VI 手続き等

1 契約担当課(問い合わせ先)

住所 北九州市小倉北区城内1-1

担当課名 子ども家庭局子育て支援課

電話番号 093-582-2082 FAX 番号 093-582-5145

メールアドレス kod-kosodate@city.kitakyushu.lg.jp

2 募集要項に対する質問受付及び回答

(1)受付期間

令和7年2月17日(月)17時まで

(2)受付担当課

1に同じ。

(3)方法

別紙質問票に記入し、メールで契約担当課に送付。

(4)回答方法

令和7年2月25日(火)までにすべての質問に対し、ホームページ上で回答する。なお、質問者の情報は伏せた状態で公表する。

(5)注意事項

応募後、当募集内容等について、不知または不明を理由として異議を申し立てることはできません。

3 必要書類の提出期限、場所及び方法

(1)提出期限

令和7年3月14日(金)17時必着

(2)提出場所

1に同じ。

(3)提出方法

応募者は、以下の応募書類を提出期限までに郵送または持参すること。

ア 北九州市産後ケア事業受託申込書(様式1)

イ 産後ケア実施の基本計画書(様式2)役員名簿を添付すること

ウ 宿泊型・通所型(短時間を含む)を希望する場合、施設の図面の写し

エ 事業者の事業内容がわかるパンフレット等

例)診療所や助産所のパンフレット

オ 医療法第25条第1項の規定に基づく立入検査を受けている場合

北九州市保健所医務業務課発行の医療法第25条第1項の規定に基づく

立入検査に係る書類一式の写し

カ 産後ケア類似事業の実績(様式3)(※)

キ 法人概要(様式4)複数の産後ケア事業者が所属する法人が申請する場合

※ イ 産後ケア実施の基本計画書は、「令和7年度産後ケア事業仕様書」及び「令和7年度北九州市産後ケア事業業務委託受託要件チェックシート」の内容を確認の上、作成のこと。

※ 令和6年度北九州市産後ケア事業受託事業者で、ウ、エ、オの内容に変更がない場合は、提出を省略できる。

※ 複数の産後ケア事業者が所属する法人が申請する場合は、ア及び法人概要(様式4)役員名簿、イ～カについては施設ごとにとりまとめて提出すること。

(4)応募上の注意

ア 必要書類が提出期限までに到達しなかった場合は、その後到達しても提出を無効とする。

イ 必要書類の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

ウ 提出された必要書類、及びその関係書類は返却しない。

エ 提出された必要書類は、審査以外提出者に無断で使用しない。

オ 提出された必要書類に虚偽の記載をした場合は、必要書類の提出を無効とする。

カ 必要書類を提出した者は、提出した書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

キ 役員名簿は、北九州市暴力団排除条例に基づき、北九州市の事務事業から暴力

団を排除するために、警察へ照会・確認するために使用する。

ク 応募書類を提出した後に辞退する際には、辞退届(任意様式)を提出すること

4 審査及び結果の通知

- (1) 応募書類、必要時、ヒアリング及び現地調査等により審査を行い、委託事業者を決定する。
- (2) 審査結果は応募者に通知する。
- (3) (2)で、応募要件を満たさないとされた者は、通知をした日の翌日から起算して7日以内に、書面により、北九州市子ども家庭局子育て支援課長に対して、応募要件を満たさないとされた理由について説明を求めることができる。

5 事業説明会(新規受託事業者のみ)

令和7年度より新規に受託する事業者に対し、事業説明会を実施します。日程については、後日連絡いたします。